

第10期介護保険事業計画・第11次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画策定委託業務仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、知立市が発注する「第10期介護保険事業計画・第11次高齢者福祉計画・認知症施策推進計画」（以下、「本計画」という。）策定のためのアンケート調査委託と本計画の策定委託業務に適用する。

（定義）

第2条 本仕様書において「甲」とは委託者である知立市をいい、「乙」とは受託者をいう。

（業務目的）

第3条 本業務は、本計画の策定にあたり、現状のサービス利用実態や今後のサービス利用意向及びニーズなどについてアンケート調査を実施し、報告書を作成するものとする。

また、アンケート調査の結果から一般高齢者及び要援護者の実態を踏まえ、新たに給付分析並びに実績分析を行い、本計画策定の基本的な考え方を整理した上で、各種サービスごとの利用者の予測推計並びにサービス目標量の設定を行う。

また、その目標に係る実現方策について検討した上で、計画案の策定及び計画書の原稿作成編集を行うことを目的とする。

（法令等の遵守）

第4条 業務を実施するにあたっては、設計図書（本仕様書）に基づくほか、下記の関連法令等を遵守するものとする。

- （1）介護保険法
- （2）老人福祉法
- （3）地域包括ケア強化法
- （4）認知症基本法
- （5）知立市第7次総合計画を上位計画とし、知立市地域福祉計画等、本市の保健、医療、福祉計画と整合性を保ちながら策定すること

（報告及び協議）

第5条 「乙」は、業務を実施するにあたって本仕様書及び「甲」の監督員の指示に従わなければならないものとするが、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度「甲」・「乙」協議の上、業務を実施するものとする。

（秘密の公開の禁止）

第6条 「乙」は、本業務の実施にあたり業務上知り得た秘密、情報を漏らしてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第7条 「乙」及び本業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（検査及び引渡し）

第8条 「乙」は、業務が完了したときは、その旨を「甲」に通知するとともに成果品を納入し、「甲」の完了検査を受けなければならない。検査の結果、校正が必要な場合は速やかに「甲」の指示に従い、それに伴う費用は「乙」の負担とする。

第2章 業務内容

（業務のスケジュール）

第9条 本計画策定に向け、第10条～第20条の業務内容を以下のとおり進めることを基本とし、その都度「甲」・「乙」協議の上、業務を実施するものとする。

令和7年度：アンケート調査票の設計、アンケート発送、入力、集計、解析、アンケート結果報告書の作成
（第10条～第13条）

令和8年度：現状把握、ヒアリング調査、実績分析、基本方針、目標、サービス目標量等の設定、計画書の作成
パブリックコメントへの対応（第14条～第19条）

※第20条審議会等運営支援は随時対応を行うこと。

（アンケート調査票の設計）

第10条 調査項目については、これまでの介護保険事業の実績値を踏まえ、今後の事業量並びに保険料の見直しができるよう利用者に対して、現状での利用状況や問題点並びに今後の利用意向について、具体的に把握できるよう調査項目を設定する。

さらに、65歳以上で介護を必要としない一般高齢者に対しても介護保険に関する認識や在宅福祉サービス及び介護が必要になった場合の利用意向について、高齢者福祉施策に関連する調査項目を十分に検討し調査票の設計を行う。

また、サービスを提供している事業者についても、現状での問題や課題及び将来の見通し等について調査を実施する。

なお、アンケートの内容については、市の意向を反映させること。

- ・調査対象者 一般高齢者（3,000人程度）在宅介護高齢者（950人程度）
ケアマネージャー（50人程度）サービス事業所（60事業所程度）

（アンケート発送準備）

第11条 アンケート発送準備として、調査票・依頼状・送付用返信用封筒の印刷並びに調査票の折詰め等の準備作業は、すべて「乙」にて行うものとする。（送付用郵送料含む）

なお、メールシール作成は「甲」、メールシール貼りは「乙」にて実施する。

（データ入力・集計）

第12条 「乙」は、回収された調査票についてはデータ入力を行い、単純集計並びにクロス集計を行う。なお、クロス集計の項目については、「甲」の監督員と協議の上、作業を行うこと。さらに集計結果については、表並びにグラフ等を作成する。

（アンケート解析並びに報告書の作成）

第13条 実施した集計結果について、単純集計及びクロス集計ごとに解析を行い、現状から見た問題点や今後のサービスに関するニーズについて解析を行うとともに、集計結果から事業量並びに保険料の見直しのための基礎資料となるよう報告書の作成を行う。

（現状把握）

第14条 前計画策定時に把握した実績データ及び最新データを整理した上で分析を行い、サービス種類ごとの目標量を定める基礎資料を作成する。

（ヒアリング調査）

第15条 関係各課、関係団体、事業所、利用者等へのヒアリング又は記入式の調査による施策課題・ニーズの把握分析を必要に応じて行う。（予定調査団体数：概ね10か所程度）

（実績分析）

第16条 前計画の目標に対する達成度について分析を行い、サービス種類ごとの目標量を定める基礎資料を作成する。

（計画の基本的な考え方）

第17条 高齢者人口及び要援護者数などの推計を行い、将来的な高齢者の福祉及び介護保険のあるべき姿について国の方針を踏まえつつ、本市の基本的な考え方を明確にする。

（サービス目標の設定）

第18条 実施した集計結果及び推計値などを基に、現状から見た問題点や今後のサービスに関するニーズについて解析を行うとともに、各種サービスの事業費及び介護保険料とのバランスを考慮しつつ、目標実現に向けた具体的な方策について検討を加え、サービスごとの目標量を設定する。

（パブリックコメントの実施）

第19条 パブリックコメントの実施支援及びリライト作業を行う。（予定時期：令和8年12月頃）

（審議会等運営支援）

第20条 本計画策定に向け、庁内策定部会及び介護保険等審議会を開催し、アンケート調査結果の報告及び計画案の報告並びに審議を行うため、「乙」は会議資料及び会議録の作成を行う。

（担当者等の選任及び協議打合せ）

第21条 「乙」は、業務が円滑に遂行できるよう、本業務の統括、監督を行う責任者及び業務担当者を選任する。
「乙」は、業務が円滑に遂行できるよう「甲」の監督員と綿密な協議打合せを行い、その指示に従うこと。
また、必要に応じ打合せ記録簿を作成する。

第3章 成果品

（成果品の提出）

第22条 成果品は、すべて「甲」の所有とし、「甲」の承認を得ずに、他に公表、貸与及び使用等してはならない。
なお、納入すべき成果品は下記のとおりとする。

- アンケート結果報告書（各種分析及びその基となる無加工のデータ含む。）及び計画書、概要版の原稿の電子媒体一式